

平成26年度第2回磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議（議事録）

と き 平成26年11月27日（木）

午後1時30分から

ところ iプラザ2階 健康づくり室

1 開 会

【課長】 定刻になりましたので、会議をはじめます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、平成26年度第2回磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開会いたします。

2 あいさつ

【課長】 はじめに、杉田会長からごあいさつをお願いします。

【会長】 改めましてこんにちは。11月なのに汗ばむような気候でございまして、健康管理ができていない状態でございます。午後の一番眠い時間帯ではございますが、お集まりいただいて、この会議を開催いたしますが、この高齢者虐待防止ネットワーク会議は、今年度は、最後の会議になると思います。もう一つは講演会を開催することになるわけでありまして、今日のはじめからこういう形で、3つのグループに分かれまして、限られた時間の中ではございますが、お話をしたいと考えて。花井さんと私は鳥流しにされているような感じですが、話し合いが始まりましたらグループに加わりたいと思います。虐待の関係で事務局からお話があるかと思っておりますので、状況については省かせていただきますが、こういう高齢化が進んでいる中で、高齢者のみならず、児童虐待もニュースに出ています。本当にこんな世の中でいいのかと不安に感じるし、なんとかしないといけないんじゃないのという気持ちは私だけじゃないと皆さんも同じ気持ちだと思います。今日はそういう意味で限られた時間ではございますが、ご協議いただいて、これが終わりますと、外に出て、キャンペーンを行いますから、そういう意味ではいい、いろいろなところで外に出てやるということはよかったなと思います。それでは早速会議に入りたいと思います。

【課長】 ありがとうございました。

3 議 事

【課長】 それでは、議事に入ります。

議事につきましては要綱により、会長が議長となりますので、杉田会長、よろしくをお願いいたします。

【会長】 それでは、議事進行にご協力をお願いします。資料がいつていると思いますから、そこについている次第に基づいて、進行をしていきたいと思っております。はじめに、

「(1)平成26年度高齢者虐待発生状況報告」につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 磐田市の高齢者虐待の状況について説明します。前回7月に行われた高齢者虐待防止ネットワーク会議では、2回目の会議では国・県の平成25年度実績と比較して報告する予定でしたが、今年は国・県からの集計報告が年末にならないと公表されないということでしたので、平成26年度の4月から10月末までの磐田市の状況を報告させていただきます。資料1をご覧ください。平成26年度10月までの虐待件数は18件ありました。そのうち、被虐待者の性別は男性が3名、女性が15名です。被虐待者の介護度につきましては、8割以上が介護認定を受けている状況です。また、通報者については、ケアマネからの通報が10件と最も多くなっています。通報先につきましては、地域包括支援センターが15件、市への通報が3件となっております。虐待者につきましては、息子からの虐待が10件と最も多く、娘や子の妻からの虐待も報告されています。次ページをご覧ください。虐待の種類ですが、一番多いのは身体的虐待で12件あり、次が心理的虐待の10件となっております。なお、5番の虐待者と6番の虐待の種類につきましては、1つの事案に種類が複数あることもありますので、5番・6番の合計は、虐待件数とは合致していません。以上から、本年度の現在までの傾向としましては、虐待の種類は、身体的虐待が例年と同様最も多く、次に心理的虐待になっています。通報者はケアマネが多く、虐待者につきましては、娘や子の妻など、女性からの虐待も報告されています。報告につきましては、以上です。

【会長】 発生状況の報告でございましたが、通報者で、ケアマネが多いということですが、塩田ケアマネから、もしなにかあればお願いしたいと思います。

【委員】 発見者のところに介護事業所と書いてありますが、おそらくデイサービスのお迎えなどで、虐待を目の当たりにしているのは私たちよりその人たちの方が多いような気がします。ただ、その人たちが、「これって虐待かね？」とケアマネに話す。それで、ケアマネが事実確認をする。そして、包括支援センターへ連絡する。という流れがスタンダードな形じゃないかなと思います。一番先に見つけてということじゃなくて、じゃないかということで連絡を受けて確認して、通報するということが多いんじゃないかなと思います。

【会長】 ほかに話しておきたいこととか、どうですかね？

【委員】 前年と比較して増えていますかね？

【事務局】 すみません。昨年この時期の件数はわからないのですが、平成25年度が24

件で、24年度が29件なので、あまり変わりはありません。

【会長】 高齢者でも児童虐待でも、そんなに大きく減るということはない。特別増えているということもないでしょ？

【事務局】 24.25年度と比べると増えてはいないのですが、21.22.23年度の平均をとると20件ですので、確実に増えていることは確かですね。

【会長】 まだまだ、表に出てこないこともあるからね。見えないところはあるよね。多くの目でやはり注意していくことが必要でしょうね。

【会長】 つづいて、「(2) 高齢者虐待防止ネットワーク講演会について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 平成26年度高齢者虐待防止ネットワーク会議講演会について説明します。資料2をご覧ください。開催日時は平成27年1月29日(木)13:30からアミューズ豊田のゆやホールで行います。講師の先生は聖隷クリストファー大学社会福祉学部学部長 横尾恵美子先生にお願いしたいと考えております。ネットワーク会議の報告とパネルディスカッションにつきましては、あくまで予定ではありますが、この後に行うグループワークで話し合った内容について、講演会当日に発表できればと考えております。委員の方に発表していただくことで身近な問題としてとらえていただくことができると思いますし、高齢者虐待防止ネットワーク会議がどのようなことをやっているのか市民に示す良い機会にもなると思います。また、昨年度はiプラザのふれあい交流室を利用しましたが、会場が満席でしたので、今回はもっと広い会場で、駐車場の心配がない、アミューズ豊田のゆやホールに会場を移しました。チラシが完成しましたら、個別に配布いたしますので、各団体での周知をよろしくをお願いします。また、改めて各団体に動員もお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

【会長】 今回は場所を変えまして、ゆやホールでやるということですが。ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

【会長】 講演会は今までと同じですが、新たな試みとしては、これから話し合った内容を来場したお客さんに投げかけてみようかと、その投げかけとは何かということ、高齢者虐待防止ネットワーク会議という会議体がある。それがどのような活動をしているのかということ、来場したお客さんにも知ってもらわないといけない。理解してもらおうような場にしたいということです。しかし、今日の話し合いで、発表でき

るところまでまとまるのかという懸念はある。30分で発表できるようになるのか。この3つの課題について、みなさんに報告、情報提供したいということは、とてもいいことだと思う。でも、30分という時間では、まとまりきらないんじゃないか。

【事務局】 確かに講演会で発表するには、しっかりしたものでないといけないので、今回話し合った内容を事務局で詰めて、発表できるようなものにしていくつもりです。

【包括】 確かに30分では少ないと思う。しかし、その中でここに参加しているいろいろな方の意見から、もっと深い話し合いにつながれたらという期待もしている。

【委員】 前に戻って申し訳ないが、解決の具合はどうなのか。

【事務局】 すぐに解消されるわけではないが、多くは急性期の状態からは脱して、経過観察の状態になっている。

【会長】 ありがとうございます。

4 グループワーク

【会長】 続きまして、「4 グループワーク」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 今から行うグループワークですが、「A啓発グループ」は効果的な広報の仕方について、「B早期発見」チームは見守りの体制について、「C対応グループ」は、チームアプローチ（多職種連携）について話し合ってください。各グループにいる社会福祉士が司会と書記を務め、最後に話し合った内容について、書記から発表していただきます。先ほどの説明で講演会に繋げるという話をしましたが、そればかりにこだわって意見が出にくくなってしまうのはいけませんので、まずは、この会議の中だけの話し合いと考えていただき、活発な意見交換をお願いします。

<グループ討議>

【会長】 活発な話し合いありがとうございました。それでは、話し合った内容について、グループごとに報告をお願いします。

【Aグループ】

高齢者虐待防止の啓発活動について、話し合いました。主な取組みとしては、社会福祉協議会では、福祉委員や地区社協、老人クラブ、サロン、ボランティア団体

などの団体を通して啓発を行っています。また、人権擁護委員は、人権問題の啓発活動を行う時に、高齢者虐待のことも話しています。地域包括支援センターでは、包括だよりやリーフレット、出前講座での啓発を行っています。介護者世代や虐待者で最も多い男性介護者に対して啓発する機会がない。「重い」「暗い」というイメージがあるため、出前講座の依頼がほとんどない。ということから、課題としては、知ってもらいたい対象者や関心のない人への啓発の方法が挙げられました。対策としては、一般市民と要介護認定者対象者、要介護認定済みであるがサービス未利用者、介護している子ども世代、民生委員等というように対象を絞って、テーマを決めて啓発していく。年に1回ではなく、数回啓発し、「市内では、このような高齢者虐待が起きている」という現状を市民に知ってもらう。広報いわたの「市からのお知らせ」には、全市民に対して載せるのではなく、対象を絞り、テーマを決めて、啓発する。現在まさに介護している息子や、もうすぐ親の介護をするようになるという人などの集いを開催し、横の繋がりも作っていければいい。相談先として、地域包括支援センターが周知されていない。これから介護者になる若い人に向けて、地域包括支援センターが何をしているところか、どのような相談機関か、というところを伝えていくことも必要。また、地域包括支援センターでは、チラシ配りで市民への啓発をしているが、なるべくたくさんの市民に高齢者虐待についての意識を持ってもらい、問題が起こる前に解決できるような流れになればいいのではないかという意見がありました。

【Bグループ】

高齢者虐待の早期発見について話し合いました。各団体で取り組んでいることや困難に感じていることについてですが、医師としては、日々の診療中に高齢者虐待を疑われるような状態に気付いた場合、包括や警察に通報している。警察としては、生活安全課へ高齢者虐待を含めた生活安全相談窓口の設置や、交番員等による巡回連絡での面接、また、怒鳴り声が聞こえる、姿が見えない等の風評（身体的虐待の通報がほとんどであるが）があれば直接確認している。亭主関白の世代であるため、夫から妻への虐待の事実はあっても、他人に話さない高齢女性も多いなどが困難に感じていることである。民生委員としては、地域包括支援センターとの交流を数多く持つことで話しやすい関係づくりをしたり、地区民児協の定例会で認知症サポーター養成講座を開き、認知症の理解者を増やしたり、認知症の人やその家族への接し方を学んで区内での活動に生かしたり、地域ケア会議で話し合った内容の報告を他の民生委員に行ったりしている。しかし、近所には知られたくないのか、実際に相談をされることは少なく、よほどの接点があればなかなかわからないのが現状である。介護相談員からは、施設訪問した時に、高齢者の意思が尊重されているか否か、虐待を受けていないかの確認をしている。また、利用者が生き生きとし、自立に向かっていくように職員が努力しているかどうかも併せて見ている。民生委員と同じで、実際には施設からの具体的な相談はない。原因としては、報告されて

しまうのではないかと心配して相談できないのではないかとということも考えられる。また、本人から訴えがあっても、本人の被害妄想である場合もあるため、真実を知るのは難しい。以前、施設の中で身体拘束されているのを見たが、本人が多動であるため、やむを得ず家族の承諾を得て身体拘束を行っているとのこと。病院でも治療を優先しなければいけないため、仕方なく行っている場合もある。包括・行政からは、虐待の通報先、相談窓口の周知、相談・訪問などの関わりの中で、早期発見に努めている。市民や関係機関には、虐待の気づきのポイントを伝え、早期発見の啓発をしている。困難に感じていることは、近所で虐待ではないかと気づいても勇気がなくて通報を躊躇してしまったり、関係者が介護が大変だから仕方ない等と虐待者を庇ってしまったりして、初期段階での発見につながらないことが多い。また、通報を受けても家族が隠してしまったり、地域柄や仕事柄でもともと言葉が荒かったり、耳が遠いから大きな声で話しているのを怒鳴っていると感じたりして、虐待であるかどうかの事実確認や判断がとても難しい。という報告がありました。これからどのようなことをしていきたいか、どこと連携していくべきかということについては、虐待でケガをさせた場合、あまり近所に知られたくないという意識が働き、近所のかかりつけ医には行かずに救急を受診することが多いと思うので、救急外来と連携していく必要がある。高齢のみ世帯での虐待で被害者が避難することになった場合、結果として加害者が独居になってしまうため、その後のフォローを関係者にお願いしたい。虐待に対する認識というのは人によって違うため、この程度なら虐待じゃないと思って大ごとになるまで放っておいているケースがある。そのため、出前講座などで説明をして市民の意識を高める活動をしていくのが大事なのではないか。という意見がでました。

【Cグループ】

高齢者虐待対応、多職種連携について話し合いました。主な取組みとしては、養護老人ホームでは、虐待防止マニュアルを作成し、虐待防止責任者をおき、全員で虐待防止に取り組んでいる。虐待を発見した場合には、施設長に報告し、聞き取り調査を行った後、報告書を作成、本部に報告するとともに、市に連絡している。地域包括支援センターでは、虐待対応マニュアルに基づき、チームで対応をおこなっている。現在、困難に感じていることについては、施設職員の場合、被害妄想のある利用者から虐待の疑いをかけられてしまった職員へのフォローの難しさや共依存、金銭的問題、障害のある人が多い家庭など、複数の問題が重なり合っている家族への支援のむずかしさ、認知症の場合や経済的虐待の場合の事実確認の難しさ、関係者で共通の理解や方針をたてて対応していく難しさを感じている。ということでした。現状、虐待の通報を受けた場合、市は地域包括支援センターへ事実確認を依頼します。連絡を受けた地域包括支援センターの職員は、介護保険を利用している方であれば、担当のケアマネへ連絡し、一緒に事実確認に向かいます。担当ケアマネは、事実確認した状況から、サービスを増やせば在宅での生活を継続していくこと

が可能なのか、介護サービスのショートステイを利用して虐待者と一時的に分離しなければ本人の身の安全が確保されないのかによって介護保険のサービスの見直しを行います。その時、緊急度の見極めが必要であるが、地域包括支援センターや民生委員、ケアマネだけで判断するのは難しいので、措置での分離も視野に入れ、市も含めた中で判断していくことが必要になります。また、状況によっては、医者や警察等の専門職による判断も含めていく必要があり、特に医療機関を受診している場合、診察をした医師の判断が必要であるため、虐待かもしれないという視点での診断もしてもらえるようになるのではないのでしょうか。また、被虐待者への対応だけでなく、初期の対応により状態が落ち着いた後には、終結に向けて養護者への支援も必要になってきます。借金問題がある場合には法律の専門家や司法書士、弁護士との連携も必要であり、経済的に自立していくためには、就業支援といった行政機関の中での連携というのもしていかなければいけません。それに関連して、経済的虐待のあるケースに介入するためには、とても難しい部分はありますが、本人の権利を守るためには、成年後見制度の活用も必ず視野に入れていく必要があるのではないかと。という意見が出ました。

【会長】 ありがとうございます。各グループからの報告について、質問やご意見がありましたら、お願いします。

【会長】このような話し合いをすることは、とてもいいことだと思う。今回、話し合って終わりではなく、これからも継続して話し合ってほしいと思います。

5 その他

【会長】 「5 その他」につきまして、事務局からお願いします。

【事務局】 12月1日から12月19日まで、磐田駅南北自由通路に高齢者虐待防止の啓発ポスターを掲示します。ご承知おきください。

【会長】 それでは、これで議事を終了させていただきます。みなさまご協力ありがとうございました。

6 閉会

【課長】 本日はありがとうございました。これで閉会させていただきたいと存じます。ご協力ありがとうございました。

なお、この後、委員の皆さんには遠鉄ストア磐田店と杏林堂薬局上岡田店の2カ所に分かれていただき、高齢者虐待防止のキャンペーンを行います。15時30分から開始の予定ですので、参加をよろしくお願いします。

また、移動の際には、交通事故には十分気をつけてください。